

徳島県選挙管理委員会告示第二十六号

徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙事務処理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項中「第三条」を削り、同表の九の項中「指定」を「指定等」に改め、同表の十の項及び十一の項を次のように改める。

十及び十一	削除		
-------	----	--	--

別表第一の十二の項及び十三の項中「第三条」を削る。

別表第三の一の項中「令第九十二条第六項」を「令第九十二条第七項に改める。
第八項」第九項」

別表第四の一の項及び二の項中「令第九十二条第一項」を「令第九十二条第一項に
第九項」第十一項」に

改める。

別表第七の一の項から五の項までを次のように改める。

一から五まで	削除		
--------	----	--	--

別表第七の八の項中「第五条」を削る。

別表第十の一の項及び二の項中「第八条」を削る。

別記様式中読点として表記する「・」を「、」に改める。

別記第九号様式を次のように改める。

別記第九号様式（不在者投票に関する病院等の指定等の告示）（第三条関係）

徳島県選挙管理委員会告示第何号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定した。
令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名

一 選挙

	名 称	所 在 地
1		
2		

備考 1 指定する施設の区分ごとに一の表を設けること。

- 2 新たに不在者投票に関する病院等を指定した場合、当該病院等の指定を取り消した場合又は当該病院等の名称若しくは所在地に変更があった場合の告示は、この様式による告示を改正する方法により行うこと。

別記第十号様式及び別記第十一号様式を次のように改める。

別記第十号様式及び別記第十一号様式 削除

別記第二十八号様式中「~~選挙第何号~~」を「~~徳選挙第何号~~」に、「公職選挙法施行令第92条第6項（第8項において準用する同条第6項）」を「公職選挙法施行令第92条第7項（第9項において準用する同条第7項）」に改める。

別記第三十号様式中「~~選挙第何号~~」を「~~徳選挙第何号~~」に改める。

別記第三十一号様式のその二及び別記第三十二号様式のその二中「公職選挙法施行令第92条第9項」を「公職選挙法施行令第92条第11項」に改める。

別記第三十五号様式及び別記第三十六号様式中「~~選挙第何号~~」を「~~徳選挙第何号~~」に改める。

別記第四十二号様式から別記第四十六号様式までを次のように改める。

別記第四十二号様式から別記第四十六号様式まで 削除

別記第五十四号様式中「~~選挙第何号~~」を「~~徳選挙第何号~~」に改める。

別記第五十七号様式及び別記第五十八号様式を次のように改める。

別記第 57 号様式（候補者の被選挙権等の調書）（第 8 条関係）

何何選挙 候補者の被選挙権等の調書		
1 候補者		
氏 名	候補者届出	
	戸 籍	
本 籍	候補者届出	
	戸 籍	
生年月日	候補者届出	
	戸 籍	
性 別	候補者届出	
	戸 籍	
2 被選挙権		
公職選挙法第 11 条第 1 項該当の有無	第 2 号関係	
	第 3 号関係	
	第 4 号関係	
	第 5 号関係	
公職選挙法第 11 条の 2 該当の有無		
公職選挙法第 252 条該当の有無		
政治資金規正法第 28 条該当の有無		
以上のとおり相違ありません。		
令和何年何月何日		
何何市（町村）長 印		
何何選挙（何何選挙区）選挙長 殿		
備考 「候補者届出」欄には、本人届出、推薦届出又は政党届出により、立候補の届出があった場合の当該届出書における記載内容を記入するものである。		

別記第 58 号様式（当選告知書）（第 8 条関係）

当選告知書

あなたは、何年何月何日執行の何何選挙において（何何選挙区で）何何に当選しましたので、告知します。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

氏 名 殿

別記第六十号様式から別記第六十二号様式までを次のように改める。

別記第 60 号様式（供託物が没収されない旨の証明書）（第 8 条関係）

証明書

住所（本部の所在地）

氏名（候補者届出政党の名称及び代表者の氏名）

法務局 何何

供託番号

1 金何円（又は何何公債額面何円何枚）

上の者は、何年何月何日執行の何何選挙につき、（何何選挙区における）候補者（候補者何何の推薦届出者・候補者何何の候補者届出政党）として届出のため供託しましたが、公職選挙法施行令第 93 条第 1 項（第 2 項）の規定により、供託原因が消滅しましたので、供託物は供託者に返還するものであることを証明します。

令和何年何月何日

何何選挙長 氏 名 印

別記第 61 号様式（供託物没収の証明書）（第 8 条関係）

証明書

住所（本部の所在地）

氏名（候補者届出政党の名称及び代表者の氏名）

法務局 何何

供託番号

1 金何円（又は何何公債額面何円何枚）

上の者は、何年何月何日執行の何何選挙につき、（何何選挙区における）候補者（候補者何何の推薦届出者・候補者何何の候補者届出政党）として届出のため供託しましたが、公職選挙法施行令第 93 条第 1 項（第 2 項）の規定により、供託物は国庫（県）に帰属するものであることを証明します。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

別記第 62 号様式（選挙立会人の選挙権等の調書）（第 8 条関係）
その 1（本籍地の市町村用）

何何選挙 選挙立会人の選挙権等の調書		
1 立会人予定者		
氏 名	立会人届出	
	戸 籍	
本 籍	立会人届出	
	戸 籍	
生年月日	立会人届出	
	戸 籍	
性 別	立会人届出	
	戸 籍	
2 選挙権		
公職選挙法第 11 条第 1 項該当の有無	第 2 号関係	
	第 3 号関係	
	第 4 号関係	
	第 5 号関係	
公職選挙法第 252 条該当の有無		
政治資金規正法第 28 条該当の有無		
以上のとおり相違ありません。		
令和何年何月何日		
何何市（町村）長 印		
何何選挙（何何選挙区）選挙（分会）長 殿		
備考 「立会人届出」欄には、選挙立会人となるべき者の届出書における記載内容を記入するものである。		

その 2 (住所地の市町村用)

何何選挙
選挙立会人の選挙権等の調書

立会人予定者

氏 名	立会人届出	
	住民基本台帳	
本 籍	立会人届出	
	住民基本台帳	
生年月日	立会人届出	
	住民基本台帳	
性 別	立会人届出	
	住民基本台帳	
住民となった年月日		
転出住所地の市町村名		

以上のとおり相違ありません。

令和何年何月何日

何何市（町村）長 印

何何選挙（何何選挙区）選挙（分会）長 殿

- 備考 1 「立会人届出」欄には、選挙立会人となるべき者の届出書における記載内容を記入するものである。
- 2 「住民となった年月日」欄及び「転出住所地の市町村名」欄は、衆議院議員及び参議院議員の選挙においては、記入を要しないものである。
- 3 「転出住所地の市町村名」欄は、「住民となった年月日」欄の年月日より引き続き 3 箇月以上貴市町村の区域内に住所を有していないと認められる場合のみ記載するものである。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。